



北海道津別町まちづくりアイデアコンペ

持続可能なオンリーワンの町、津別町

## 募集要項

応募締切：平成28年1月31日（日）

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業  
主催：津別町

## ■ 企画概要

北海道網走郡津別町は、道東に位置する人口約5,000人の農業と林業を中心とした町です。津別町の総人口は、1960(昭和35)年の15,676人をピークに減少し、若い世代の町外の転出が多く、今もなお人口減少の歯止めをかける状況に至っておりません。この状況が続くと2040(平成52)年における津別町の総人口は2,845人まで減少すると予想されています。

津別町の平成26年での人口分布が20年後の日本の人口分布に非常に近い数字であることから、「津別町は、人口減少対策の課題解決先進地になりうる」と、近年メディアでも報じられたところ

です。津別町では、人口減少の課題解決のため、農業基盤の安定、観光開発による雇用の創出、中心市街地のにぎわいづくり、まちなか団地の建設、地域おこし協力隊の導入、筑波大学との共同研究によるまちなか再生事業など様々な取組を進めていますが、課題解決のため、柔軟かつ創造的に様々な主体と連携した町づくりを進めていく必要があります。

そこで津別町では、持続可能な町づくりの実現に向けた議論の更なる活性化を図るため「津別町まちづくりアイデアコンペ～持続可能なオンリーワンの町、津別町～」を開催することとしました。町づくりの専門家に限らず、幅広い方に津別町のことを知ってもらい、町づくりのアイデアを考えていただきたく、皆様からの積極的な応募をお待ちしています。

※本アイデアコンペは、今後の町づくりを考えるヒントとするために行うもので、入選作品が直接事業化されるとは限りません。

※提出されたアイデアの全て又は一部を、津別町の町づくりに無償で使用することを許諾していただきます。(一部改変しての使用も同様)

※プレゼン審査の様子は、公開(動画、静止画)する可能性があることをご了承願います。

## ■ まちづくりのテーマ

### 「持続可能なオンリーワンの町、津別町」

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、津別町の人口は2040年には現在の約半分の2,845人になり、高齢化率は約50%になると推計されています。中心市街地にはにぎわいが消え、多くの空き家が残し、高齢化に伴う自治活動の衰退・経済活動の停滞・社会保障に係る負担の増加等々……これは津別町に限ったことではなく、このように私たちは、自分の未来の暮らしぶりを真剣に考える時期がきています。

津別町は、大自然に囲まれた農業と林業を中心とした町です。町の総面積8割を占める豊かな森林といった地域資源や未開発の観光資源が存在しています。

しかしながら、「少子高齢化」「中心市街地の衰退」「空き家・空き店舗の増加」「公共施設等の老朽化」「公共交通機関の不足」といった、過疎地特有の課題が山積しています。

私たちは、この課題解決のためのキーワードとして、「強みを活かした魅力づくり」「コンパクトで持続的な町づくり」「次世代を担う人材の育成」を挙げており、ソフト・ハードの両面から考えた特徴的な町づくりのアイデアを求めています。

2040年の未来を見据え、2015年現在からどのような取組が必要か、そして、それをどのようにして現実的に進展させていくか、津別町らしさを活かしたさまざまな町づくりのアイデアを期待いたします。



[津別町の位置と全町図]

## ■表彰

### 賞金総額100万円

(大賞、町長賞、優秀賞など複数の賞を設定)

また、最終審査へ残った方は、最終審査への参加費(旅費、宿泊費)を負担いたします。

※最終プレゼン審査への参加者が規定数(10名)に満たない場合は、賞金総額が減額される場合があることをご了承ください。

※最終プレゼン審査に参加できない場合は、賞は授与いたしません。

※旅費、宿泊費は、町の旅費規程に基づき支給いたします。

※入選者が未成年の場合の賞金の受渡に関しては、保護者の方と相談させていただきます。

## ■応募・審査スケジュール

審査までのスケジュール

12月中旬 アイデア募集開始

1月31日(日) アイデア募集締切

2月上旬 書類審査結果通知

・ホームページ上で発表し、最終審査通過者へのみ直接通知をいたします。

3月5日(土) 最終審査

・津別町中央公民館にて審査員・一般観客の前でプレゼンテーションを行います。10分程度

3月以降 WEB、紙面による公開(予定)

・アイデアの公開、最終審査の様子を動画配信することなどを予定しています。

## ■ 日程

日にち	時間	予定	場所
3月5日(土)	13:00~15:45	最終選考者によるプレゼンテーション	中央公民館
	15:45~16:00	観客による投票	〃
	16:00~17:00	(審査員による選考)	〃
	17:00~18:00	表彰式	〃
	18:00~20:00	懇親会	町内
	20:00	宿泊	みいとインつべつ
3月6日(日)	9:00~13:00	観光案内	町内、近隣地域
	13:00	解散	女満別空港

※前泊していただくことも可能です。

※女満別空港への送迎は、町で対応いたします。

## ■ 審査方法等

以下の審査委員により審査を行います。審査は非公開で行います。

最終審査時は、一般観客による投票を行い、その結果も審査へと反映します。

### 審査委員(案)

区分	氏名	所属
委員長	佐藤 多一	津別町長
副委員長	竹俣 信行	津別副町長
その他、有識者数名を審査委員とする予定。 審査委員は当日までに決定し、ホームページで連絡します。		

※審査内容についてのお問い合わせには応じられません。

### ■ 審査基準

テーマを踏まえ、以下の視点に基づき審査を行います。

No	審査基準
1	津別町の現状を踏まえたアイデアか
2	周辺エリアとの差別化が図られたアイデアか
3	一過性ではなく、持続性・継続性のあるアイデアか
4	実現へのプロセスが具体的なアイデアか
5	先駆性・独創性のあるアイデアか
6	観客による投票結果

## ■応募、提案内容等

以下により町づくりのアイデアを募集します。

■内容: テーマと審査基準を踏まえながら、町づくりのアイデアを自由に表現してください。

■応募方法（下記1, 2の両方を行ってください）

1. 応募フォームによるエントリー

応募フォームURL : <http://goo.gl/forms/ipeq6qYg3o>

2. 下記資料をメールにて送付（添付ファイルサイズ上限25Mバイト）

資料1) プレゼン資料

・当日プロジェクタを用いて説明を行う発表資料

（A4判 横向き、発表は10分程度、ファイル形式はPowerPointまたはPDF）

資料2) プレゼン補足資料

・当日口頭で説明を行う予定の内容

（フリーフォーマット、ファイル形式はテキストまたはWord）

送付先メールアドレス : [tsubetsu.idea.2015@gmail.com](mailto:tsubetsu.idea.2015@gmail.com)

■表現方法等

アイデアをイメージしやすいよう、図表、写真、イラスト使用し、視覚的に表現してください。

■参加資格

個人、グループ、企業、団体いずれも応募できます。町内、町外、国籍、年齢、資格等も問いません。

※グループ、企業、団体で応募する場合、旅費・宿泊費は1名分のみ負担いたします。

■応募締め切り

平成28年1月31日(日)

■その他

①使用言語は日本語とします。

②文章等は読みやすいように配慮してください。

③応募された作品は返却しません。

④応募にかかる一切の費用は応募者の負担とします。

⑤提案に当たっては個人等を中傷する表現は避けてください。

## ■ 審査結果の公表等

### ■ 受賞作品の公開・展示

以下の方法による公開・展示を予定しています。

- ・津別町ウェブサイト、Facebookへの掲載
- ・津別町広報での掲載

### ■ 個人情報の取り扱い

アイデアコンペの実施にかかる個人情報については「津別町個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。

### ■ 失格

以下の事項に該当する作品については、審査対象から除外します。また、入選発表後であっても入選の取消や賞の返却を求める場合があります。

- ① 応募作品の記載内容に明らかな虚偽があるもの
- ② 応募期限内に提出されなかったもの
- ③ 既に発表された作品と同一または類似のもの、あるいは著作権・意匠権等、知的財産権の侵害であることが明確となったもの
- ④ その他、当募集要項の内容に明らかに違反するもの

## ■ 知的財産権及び応募作品の取り扱い等

以下の事項をあらかじめご理解いただいた上で、応募してください。

(著作権等の帰属等)

- ① 応募作品の著作権・意匠権等の知的財産権(以下「著作権・意匠権等」という)は、応募者に帰属します。したがって、応募者が応募作品について著作権・意匠権等に関する権利の取得又は然るべき保護を必要とするときは、自らの責任でその手続きをするものとし、応募作品についての権利の登録状況、使用実績、第三者への利用許諾の有無及び内容を応募時に明記してください。
- ② 津別町が応募作品について権利の登録等の手続が必要と認めるときは、応募者は、当該手続に協力するものとします。ただし、当該権利の帰属、登録等の手続に必要な費用、その他の事項は、津別町と応募者との協議の上、決定するものとします。

(著作物等の引用等)

- ③ 応募者が、他者が著作権・意匠権等を有している著作物等を応募作品の中で引用して、本コンペに応募し、⑤～⑥の規定に基づいて、津別町が当該応募作品を使用することにより、当該他者との間で著作権侵害等のトラブルが発生した場合の責任は、全て応募者が負うこととします。したがって、他者が著作権・意匠権等を有する著作物等を応募作品中に引用する場合、必要に応じて、当該著作権・意匠権等の利用許諾、対価の支払、著作者人格権の不行使の同意等の然るべき手続きは、応募者自身で行ってください。

(著作者人格権の不行使)

- ④ 応募者は、⑤～⑥の規定に基づく津別町による応募作品の使用に対し、著作者人格権の行使をしないものとし、応募作品中に引用された著作物の著作者に、著作者人格権の行使をさせないものとします。

(作品の使用等)

- ⑤ 応募者には、津別町が、応募作品およびその著作権・意匠権等の全て又は一部を、津別町の町づくりの検討に無償で使用することを許諾していただきます。また、提案内容を含め、応募作品の内容を、一部改変して無償で使用することも許諾していただきます。使用にあたっては、津別町が広報活動等で使用を必要とする場合、種々の媒体を通して無償で応募作品を使用することを許諾していただきます。
- ⑥ 前2項の場合のほか、津別町が、応募作品を審査、記録等のために複製することを許諾していただきます。

(同意事項)

- ⑦ 応募者(グループ等での応募の場合はグループ等の構成員全員)は、このコンペに応募することによって、ここに記した事項に同意したものとみなします。

## ■ お問い合わせ先

応募要項に関して不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒092-0224

北海道網走郡津別町字幸町41番地

津別町住民企画課企画グループ

TEL : 0152-76-2151 (内線242)

FAX : 0152-76-2976

MAIL : [tsubetsu.idea.2015@gmail.com](mailto:tsubetsu.idea.2015@gmail.com)